

新潟県条例第42号

新潟県入港料条例の一部を改正する条例

新潟県入港料条例（昭和52年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入港料の徴収)</p> <p>第2条 県は、その管理する港湾（法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。）のうち別表に掲げる港湾に入港する船舶から、入港1回について総トン数1トンにつき2円に20銭を加算した料率（以下「基準料率」という。）による入港料を徴収する。ただし、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶に係る入港料の料率は、総トン数1トンにつき2円とし、内航船舶（国内輸送に従事する船舶をいう。）に係る入港料の料率は、基準料率を2分の1に減じた額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>(入港料の徴収)</p> <p>第2条 県は、その管理する港湾（法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。）のうち別表に掲げる港湾に入港する船舶から、入港1回について総トン数1トンにつき2円に16銭を加算した料率（以下「基準料率」という。）による入港料を徴収する。ただし、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶に係る入港料の料率は、総トン数1トンにつき2円とし、内航船舶（国内輸送に従事する船舶をいう。）に係る入港料の料率は、基準料率を2分の1に減じた額とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における入港に係る入港料について適用し、同日前における入港に係る入港料については、なお従前の例による。